

大里広域市町村圏組合 介護保険課からのお願い

認定業務を円滑に進めるために、次のことにご協力をお願いします。

1 主治医（又は病院担当者）にまず相談してください。

要介護・要支援認定の申請をされますと、介護保険課から主治医に「主治医意見書」の作成を依頼します。

介護保険の認定には、心身の状況を把握している主治医の意見が大変重要となりますので、介護保険の申請をすることや今後の受診予定について、主治医（又は病院担当者）に連絡や相談をしてください（※特に新規申請のかたや入院中の申請のかた）。

事前に相談などされていない場合は、申請後速やかに主治医（又は病院担当者）に連絡してください。

また、受診するときは、「介護保険主治医意見書問診票」を記入し、主治医に提出してください。「介護保険主治医意見書問診票」は、主治医が意見書を作成するときに参考とするものです。

2 訪問調査の日程調整にご協力をお願いします。

要介護・要支援認定の申請をされますと、介護認定調査員が対象のかたの心身の状態等について調査を行います。

介護認定調査員から電話が入りましたら、訪問調査を行う日にちや時間を調整してください。調査は、平日の概ね午前9時30分から午後3時00分までの間に行うこととなりますので、ご協力をお願いします。

*訪問調査は、担当のケアマネジャー以外の調査員が行います。

※急病などにより、対象のかたの心身の状態が一時的に変化している場合で、適切な意見書の作成や訪問調査が行えないときは、状態が安定した後に意見書の作成や訪問調査を行うこととなります。

また、入院後間もないなど、対象のかたの心身の状態が安定するまでに相当の期間を要し、介護保険サービスの利用が見込めない場合は、一旦申請を取り下げ、状態が安定してから再度申請していただく場合があります。

3 訪問調査を行うときは、ご家族などの立会いにご協力をお願いします。

平成21年4月から、要介護認定等に対する全般的な見直しが行われ、調査項目や判断基準が変更となりました。訪問調査の際、対象のかたのお体に触れたり、ゆっくり動かして動作を確認したりする場合がありますので、調査を円滑に行うためにも是非ご家族などの立会いにご協力をお願いします。

《お問い合わせ》

〒360-0033

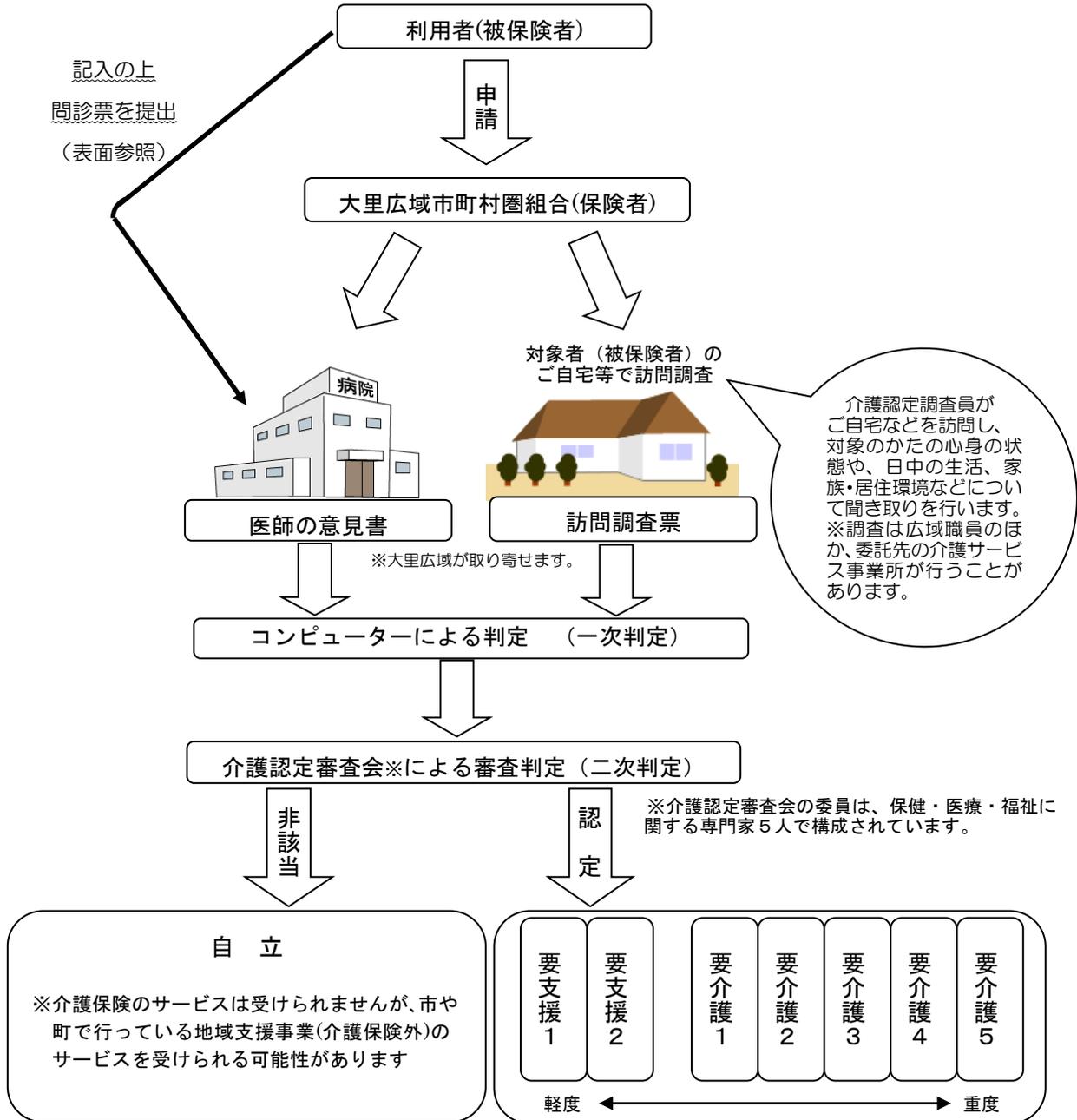
埼玉県熊谷市曙町二丁目68番地

大里広域市町村圏組合 介護保険課 認定係

電話048-501-1330

要介護（支援）認定までのながれ

介護度は、このように決まります。



認定結果は、郵送でお知らせします。